

キッズ★

ちくごしぎかい
筑後市議会ガイド

市議会のおはなし

～私たちと一緒に勉強しましょう～

パネコ



ポネコ



はな丸



「市議会ってな～に？」

筑後市に住んでいる人（市民）が、自分たちの生活の身近な問題などを、自分たちの力で解決することを「^{ちほうじち}地方自治」といいます。

「筑後市にずっと住みたいな～」と思うような良いまちにしていくためには、市民みんなで話し合うことが一番良い方法です。

でも、筑後市の人が全員（およそ 49,200 人）集まって話し合うことはできませんよね。そこで、市民の中から代表の人たちを選んで話し合いをしてもらいます。

この代表に選ばれた人たちが「^{ちくごしぎかいぎいん}筑後市議会議員」といい、出席番号のように一人ひとり「^{ぎせきばんごう}議席番号」が決まっています。

そして、「筑後市議会議員」が集まって話し合いをするところが「筑後市議会」です。

市議会は、みなさんが学校で行っている児童会だいいょういんかいの代表委員会に似ています。クラスの代表が集まった代表委員会では、たとえば、「楽しい学校」にするためにどうすればいいか話し合いをします。そして、楽しい学校にするための「決まり」を決めますよね。

同じように、住みやすい筑後市を作るための話し合いをするところが、市議会なのです。



市民の代表「筑後市議会議員」。今は17人います。議席番号順に席が決まっています。



「市議会の役割」

市議会の役割は、市民の代表が、みなさんの意見や考えをまちづくりなどに生かすための話し合いをして決めることです。

例えば…

- ★市の大切な決まり（じょうれい 条例といいます）を決めたり、変更したりします。
- ★市が、まちづくりのためにいろいろなことをするためのお金（よさん 予算といいます）を決め、その予算が正しく使われたかどうかを調べます。
- ★市の仕事が、市民のために正しく行われているかを調べます。
- ★国や福岡県などに「こうしてほしい」という意見を出します。



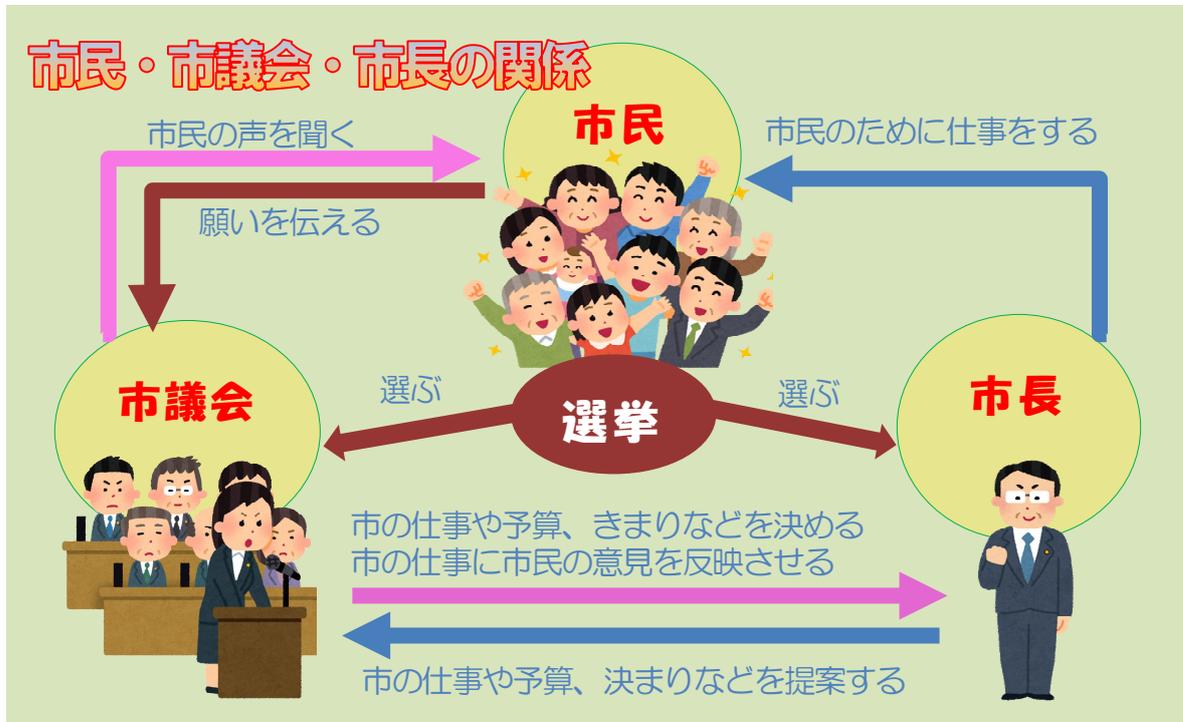
「市議会で決まったことは」

市議会で決まった市の仕事をしていくのは市長しちょうです。市長も、市民から選ばれています。市長は、市議会そうだんに相談しながら、お互いに協力して、市民がくらしやすい筑後市になるように、市の仕事をします。





「市民・市議会・市長の関係は」



「市議会議員について」

筑後市議会議員は全部で17人です。これは市の条例で決まっています。

市議会議員は「選挙」で選びます。みなさんのお父さん、お母さんも選挙に行っていると思います。一度聞いてみましょう。

選挙で選ばれると、4年間、市議会議員として活動できます。選挙は4年に1回行われますが、筑後市議会議員の次の選挙は「令和9年4月」の予定です。

市議会議員を選ぶための選挙ができるのは「18歳」からです。

そして市議会議員になれるのは、「25歳」からです。



「議長・副議長」

市議会議員の中から、議長と副議長がひとりずつ選ばれます。議長は、議会をまとめたり、話し合い（会議といいます）を進めたりする仕事をします。副議長は、議長が病気などで出席できないときに、議長の代わりをします。



「市議会のしくみ」

「定例会・臨時会」って何だろう？

会議は、毎年4回決まった時期に開かれ、これを定例会といいます。

筑後市議会は、3月、6月、9月、12月に開かれています。

このほかにも、必要があるときには、臨時会を開きます。

「本会議」って何だろう？

市議会議員が全員集まって話し合う会議を「本会議」といいます。

本会議で決まったことが、筑後市の最終的な決定となります。



本会議が開かれる「議場」。

本会議の様子は、傍聴席から見るができます。

「委員会」って何だろう？

市議会では、話し合う問題がたくさんあるので、市議会議員が全員集まって話し合いをしていると、たくさんの時間がかかります。そこで、本会議とは別に、話し合う問題を市議会議員で分担して、詳しい話し合いをする会議を開きます。この会議を「委員会」といいます。

どんな「委員会」があるのだろう？

★じょうにんいんかい 常任委員会

筑後市には、3つの常任委員会があります。この委員会では、話し合う問題を種類ごとに分担して、詳しく話し合いをします。議員（議長以外）は、3つのうちどれかの委員会に必ず入ることになっています。

筑後市議会には、

- そうむぶんきょういんかい 総務文教委員会（5人）
- こうせいいんかい 厚生委員会（6人）
- けんせつけいざいんかい 建設経済委員会（5人） があります。

★とくべついんかい 特別委員会

とくてい 特定のことを話し合うために、必要なときにつくられる委員会です。

★ぎかうんえいいんかい 議会運営委員会

市議会の運営（進め方）について話し合います。

会議は見ることできるのかな？

市民が、会議での話し合いを見たり聞いたりすることを「傍聴^{ぼうちょう}」といいます。

本会議は「傍聴規則^{ぼうちょうきそく}」という決まりに従って、傍聴することができます。

委員会の傍聴も、委員長^{きよか}の許可があれば、傍聴できます。

本会議の様子は、インターネットで生中継（過去1年間の分は録画^{ろくが}も見ることができます）されています。また市役所の市民課前のロビーにあるテレビや、サンコアロビーのテレビでも放送しています。



議案に賛成するか反対するかは、議員がボタンを押して決めます。

みんなの願いはどう伝えるの

市議会には市民のみなさんから「こういうまちにしてほしい」といったお願いを受け付けるしくみがあります。これが「請願^{せいがん}」・「陳情^{ちんじょう}」です。

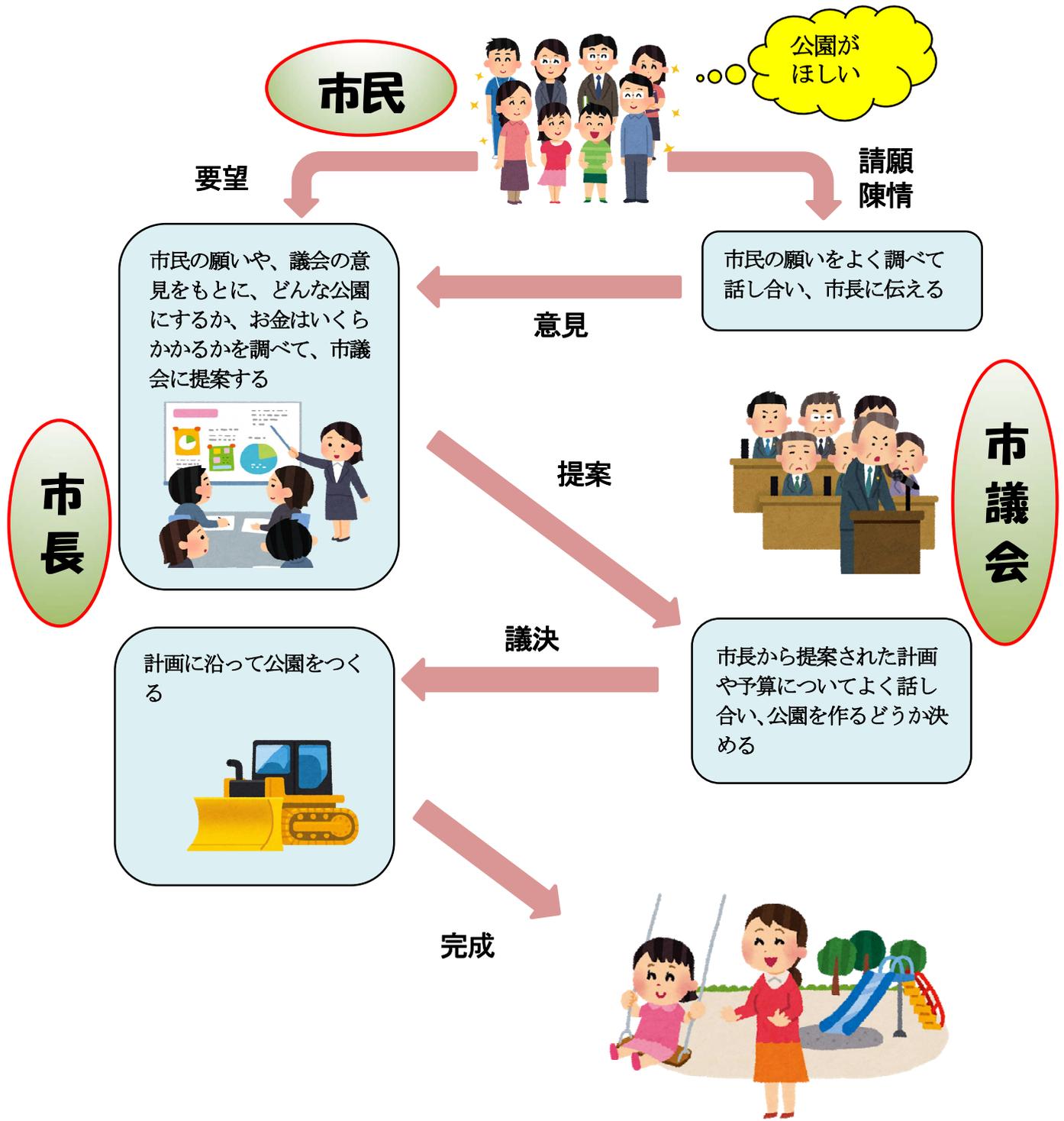
市議会議員^{しぎかい}の紹介があるものが請願で、ないものが陳情です。

受け付けられた請願は、内容をよく調べ、話し合いを行い、市議会で認められた場合は、まちづくりの中で実行するよう市長へ伝えます。また内容が、国や福岡県で行うようなものについては、「こうしてほしい」といった意見を国や福岡県に出します。また、陳情については担当の委員会に内容を知らせます。



「まとめ」

最後に、市民の公園ができるまでの流れを例に、おさらいをしてみましょう。





問合せ

筑後市議会事務局

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898

Tel 0942-53-4013 Fax 0942-53-4228

E-mail gikai@city.chikugo.lg.jp